

行政書士 しじおか

- ・平成22年度定時総会
- ・平成22年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会



出世城（総会会場の隣の浜松城。代々の城主が幕府の重役に出世した。）



静岡県行政書士会

平成22年度 静岡県行政書士会定時総会 会場 ホテルコンコルド浜松



会場 ホテルコンコルド浜松



受付



来賓の皆様



静岡県行政書士会会長表彰を受賞された皆様



新入会員の紹介

平成22年度

静岡県行政書士会定時総会 静岡県行政書士政治連盟定期大会



第59回
静岡県行政書士会定時総会
平成22年5月21日(金) 13時～
会場 ホテルコンコルド浜松



平成22年度静岡県行政書士
政治連盟定期大会



会長挨拶

皆さん、こんにちは。風薫るさわやかな日に、平成22年度静岡県行政書士会定時総会並びに静岡県行政書士政治連盟定期大会を、自動車・二輪車・楽器産業の歴史と文化の都市浜松市において開催するに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は静岡県知事初め、浜松市長、顧問でいらっしゃいます衆議院議員、参議院議員、静岡県議会議員の先生方、また日本行政書士連合会会長、並びにご来賓の皆様におかれましては、公私ともにご多忙の中御臨席を賜わり、定時総会を開催できることは、この上ない喜びであり、心より厚くお礼申し上げます。

さて、我が国の経済は世界的な同時不況による影響を受けて、依然として厳しい状況の中、新政権のもとに行財政改革、地方制度改革、規制改革、環境問題等の構造改革が推進され、社会経済状況も急激に変化しております。

我々行政書士はこのような変化に対応するため、隣接法律専門職として高度な知識や見識の研鑽と、コンプライアンス意識や行政書士の資質の向上に努めて、国民の権利を擁護し、国民と行政の双方から信頼される行政書士として、業務を行なっていかなければなりません。

また、今後も行政書士の既存業務の確保と新規業務の拡大に努めることは当然のことですが、時代の要請でもあります社会貢献事業を推進し、着実に成果を上げていかなければなりません。そのために本年度も成年後見、SIBA(社団法人静岡県国際経済振興会)、静岡大学の留学生支援、年金記録確認静岡地方第三者委員会への会員の派遣、無料相談会の実施、中小企業支援等の社会貢献にかかる事業活動やADR推進作業部会、知的資産推進作業部会等の事業活動を会員の皆様と一緒に取り組んでまいります。

さて、皆さん御存じのことと思いますが、松井棟雄会員が永年にわたり行政書士制度の発展に寄与された功績をたたえられ、黄綬褒章を受章(本年4月29日付発令)され、5月14日グランドプリンスホテル赤坂五色1階新緑の間において、渡辺周総務副大臣より伝達されました。この受章は私どもにとっても大変名誉なことです。

また永年にわたり行政書士制度の発展に寄与された中山富美雄会員はその功績をたたえられ、昨年6月18日の日行連定時総会の席上、総務大臣より表彰状を授与されました。

そして本日は、本会前常任理事の鈴木義弘会員が、多年にわたり本会の役員として行政書士制度の発展に貢献された功績をたたえられ、知事表彰を受賞されます。

以上の方々に対し、心よりお祝い申し上げるとともに、本日会員各位にご披露申し上げます。

さらに多年にわたり本会の役員として行政書士制度の発展に貢献された功績をたたえるため、顕彰規程に基づき受賞される方々に対し、心から感謝の意を表します。

また昨年物故された本会発展に寄与された先達の方々に慎んで哀悼の意を表し、衷心より御冥福をお祈り申し上げます。

最後になりますが、本日の総会設営に御協力いただいております榛原支部の皆様、及び関係役員の皆様には感謝を申し上げるとともに、御参会の皆様方のなお一層の御活躍と御健勝を祈念いたしまして、定時総会の挨拶にいたします。どうもありがとうございました。

平成22年5月21日

静岡県行政書士会会长 堀内昭次

ご来賓祝辞

静岡県知事 川勝 平太 様

代読 静岡県経営管理部文書局法務文書課長 山崎 章二 様

本日は定時総会、誠におめでとうございます。本来ならば知事が出席してお祝いを申し上げるところでございますが、残念ながら今日は所用がございまして欠席となりました。代わりに祝辞を預かってまいりましたので代読させていただきます。

平成22年度静岡県行政書士会定時総会の開催に当たり、一言お祝いを申し上げます。

本日は御来賓の方々を初め、多数の会員の皆様の御出席のもと、総会がこのように盛大に開催されますことを心からお喜び申し上げます。皆様方には日ごろから県行政の推進に対しまして、御理解、御協力をいただいておりまことに、厚くお礼申し上げます。

昭和26年の行政書士法施行から半世紀以上が経過しましたが、この間、貴会におかれましては会員数が約1,500人となるまで発展し、全国でも有数の組織となられました。これもひとえに歴代の会長様はじめ、会員の皆様の御尽力の賜物と、改めて敬意を表する次第であります。

さて、380万人の県民が暮らし、活力ある多彩な産業と美しい自然環境に恵まれた静岡県には、日本の最高峰であり、あこがれの象徴である富士山があり、人・物・大地の潜在力である場の力があります。この場の力を最大限に活用して、美しく雄大な富士山の富士の意味をかみしめ、物心ともに豊かな富国有徳の理想郷「ふじのくに」を県民の皆様とともにつくる、これを目標としております。

また昨年12月の県議会で2月23日を富士山の日とする静岡県富士山の日条例が全会一致で可決されました。この条例の制定を契機に富士山への思いを新たにし、富士山憲章の理念の実現に向け取り組んでまいります。

さらに昨年開港しました富士山静岡空港は、日本で唯一富士山を仰ぐがゆえに、その名をいただく空港であり、世界に向けて「ふじのくに」の魅力を発信する空の玄関口であります。国内はもとより、世界のさまざまな国や地域の皆様が住んでよし、訪れてよし、働いてよし、学んでよしの「ふじのくに」にあこがれを抱き訪れる 것을確信しております。

さて、行政書士の皆様を取り巻く環境は、多様化する社会の中でIT化の推進、規制緩和、地方制度改革等により大きく変貌してきておりますが、行政書士の皆様にはこのような状況に的確に対応し、行政に関する手続の円滑な実施に寄与していただいております。貴会におかれましても、平成19年4月に施行されましたADR法への対応といたしまして、ADRの業務を行うため、同法に基づく法務大臣の認証に向けて準備を進めるとともに、会員の皆様に対してADRの周知に取り組んでいただいております。

また平成20年7月の改正行政書士法施行により、聴聞などの手続における代理業務が新たな業務に加えられ、行政書士の皆様の役割は一層重要なものになりました。会員の皆様におかれましては、まちの法律家として県民の皆様と行政とをつなぐサポート役を果たすとともに、県行政の円滑な執行に御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

最後に、静岡県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念いたしましてお祝いの言葉といたします。

平成22年5月21日、静岡県知事 川勝平太。代読。おめでとうございます。

浜松市長 鈴木 康友 様

代読 浜松市都市計画部次長 山川 修 様

本日はおめでとうございます。本来であれば鈴木康友市長が御挨拶を申し上げるところでございますが、本日は代理で挨拶を申し上げたいと思います。

本日は静岡県行政書士会平成22年度定時総会がこのように多数の会員の皆様の御列席のもと、盛大に開催されま

すことを心からお祝い申し上げます。また、このような盛大な会がこの浜松の地で開催されることに喜びを感じている次第でございます。日ごろから会員の皆様には浜松市を初め行政の全般にわたり、格別の御理解、御協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

行政書士の皆様におかれましては、まさに市民と行政機関とを結ぶパイプ役といたしまして、市民からの相談や依頼の窓口、また行政機関への文書の作成提出といった市民の代行者として多方面で御活躍いただいておりますことに、心から敬意を表する次第でございます。

さて、今年の浜松祭りも5月の連休に開催され、晴天に恵まれ、非常に盛大でございました。今年はいつまでも寒い日が続く日もございますが、本日は雨が上がり、非常に天気がよく、季節はいよいよ夏本番という感じで移ろいを見せております。しかしながら、一昨年のサブプライムローンの破綻に端を発した世界的な経済不況は、国内外に今なお暗い影を落としております。本市に目を転じてみましても、昨今の経済情勢の影響による税収の落ち込みや、厳しい雇用情勢といったことが、市民生活に大きな不安を与えていることは非常に憂慮されているところであります。

一方、社会構造もどんどん変化しております、高齢化の進展、住まい方や働き方、また住民意識も多様化しております、市民を取り巻く環境も複雑なものとなっております。それに伴い、行政手続においても、ますます専門的知識と正確性、迅速性が要求されています。とりわけ、このところ市民生活に直接影響を与えるような制度の改正というものがございます。浜松市の行政においても、明日への市政というところで制度の改正がたびたび行われるわけでございますが、国においては新政権のもとで新たな政策が打ち出され、新たな制度が創設されたり、改正されたり、またそれが検討されているということでございます。しかしながら、その一方、市民が戸惑う場面もまた生じてまいります。

このようなとき、市民の心強い相談相手となり、市民の要求に的確にこたえ、市民の声を行政に伝えるという重大な職務を担っている行政書士の皆様には、市民生活の向上のために、ますますの活躍が期待されるところでございます。今後とも高い見識で正確な職務の遂行を期待いたしますとともに、行政機関へのさらなる御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たり、静岡県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝、御多幸をお祈り申し上げまして挨拶といたします。

平成22年5月21日、浜松市長 鈴木康友。代読。本日はどうもおめでとうございます。

日本行政書士会連合会会長 北山 孝次 様
代読 同連合会専務理事 東京都行政書士会会长 中西 豊 様

皆さん、こんにちは。今御紹介いただきました日本行政書士会連合会専務理事の中西と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。東京都行政書士会の会長もやらせていただいております。

本日は平成22年度静岡県行政書士会定時総会、並びに静岡県行政書士政治連盟の定期大会が迎えられたこと、本当におめでとうございます。本来ですと北山会長がここにお邪魔をして御挨拶をするところでございますが、御存じのように、単位会の定時総会等が集中しております、各自分担をしてということで、きょうは私が参った次第でございますのでお許しを願いたいと思います。北山会長から祝辞を預かっておりますので、ここで御披露をさせていただきたいと思います。

祝辞。本日は静岡県行政書士会の平成22年度定時総会にお招きいただき、ありがとうございます。日ごろより堀内会長を初め、会員の皆様には日本行政書士会連合会の運営に御理解と御協力を賜わり、心より御礼申し上げます。

昨年の総会で会長に選出していただいて以来、新執行部は法改正の実現に向けて全力で対応してまいりました。その中で法改正要望の一つであった行政書士会が行う官民からの業務受託については、総務省からの有権解釈を得て、法改正によらずして、一定の目的を達することができました。これは長年にわたる各単位会の業務受託への取り組みの賜物と、深く感謝申し上げます。今後は行政不服審査法における不服申し立ての代理権の付与を法改正最重点要望項目として、その実現に全力で臨んでまいります。

私は会長選挙への立候補以来、「勝ち残る行政書士」というキーワードを使って、日行連として展開すべき施策について提案してまいりました。法改正により行政書士制度を確固たるものとする一方、各種の施策を講じていく必要があります。来る日行連の平成22年度定時総会にも提案することとしておりますが、法改正以外の主な施策について紹介いたします。

まず近年、ややもすると権利義務、事実証明に関する業務、さらにADRセンターや成年後見といった社会後見事業にかかわる事業に重点を置いてきましたが、許認可、届け出等の業務の基盤の確保、拡大の実現の上に立った事業であることを再認識しなければなりません。本年度はその観点から、自動車保有手続ワンストップサービスシステム、いわゆるOSSのための会員向け対応申請用ソフトウェアの開発に取り組むほか、電子証明書発行事業の充実や、地方自治体向けの電子申請を推進するなど、行政手続の専門家としての立場をさらに強固なものとしてまいります。

権利義務、事実証明に関する業務や、ADRセンターや成年後見についても、次のような方針で臨んでまいります。権利義務、事実証明に関する業務に従事する会員が増加しております。弁護士業務との業界でもあり、会員が安心して業務に傾注できるよう、日行連としての定型を示してまいります。

ADRについては裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の制定に際して、行政書士等の代理人としての活用のあり方に関して、その手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討されるべきとされておりました。その見直し時期が平成24年4月であり、当協会を初めとするADRセンターが実働を始めたことから、ADR手続代理権獲得のための活動を本格化してまいります。

成年後見については、来る日行連定時総会に諮り、単位会や各地域でNPO等の組織で取り組まれてきた活動の統一化を図り、対外的な信用、信頼性を確保する意味から、日行連が推進する成年後見にかかる一般社団法人を設立し、取り組む会員への支援をしてまいります。

来年は行政書士法制定60周年を迎えます。激動の時代にあって、行政書士が国民と行政からより一層信頼されるよう、さらなる制度の充実に向けて引き続き御支援をお願いする次第であります。

最後になりましたが、静岡県行政書士会のますますの御発展と会員各位の御多幸を祈念し、祝辞とさせていただきます。

平成22年5月21日、日本行政書士会連合会会長 北山孝次。専務理事 中西 豊、代読。本日は本当におめでとうございます。

静岡県司法書士会会长 早川 清人 様

ただいま御紹介いただきました静岡県司法書士会会长の早川でございます。本日は、静岡県行政書士会の定時総会がこのように盛大に開催されましたことを心よりお歓び申し上げます。また平素は私ども司法書士会の会務運営、並びに司法書士会員の執務におきまして、皆様方に格別の御厚誼を賜わっておりますことを、この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

専門事業者団体連絡協議会というのがございまして、行政書士会、それから司法書士会、他に税理士会や社会保険労務士会等各種資格者団体で組織し、それぞれの特性を生かしての合同相談会等活動を行っている団体です。その専門事業者団体連絡協議会を代表して一言御挨拶をさせていただきます。

さて、現在の社会状況を鑑みますと、長期に亘り制度構造改革の嵐が吹き荒れて、さあどうしたものかといったときに、各界において皆、一生懸命に意見書を提出したりという地道な努力を積み重ね、何とか形をつくってきたという経緯がございました。それがやっと終わって、これから安定・定着の時期を迎えるんだろうと考えられていた矢先、皆さんも御存じのとおり、劇的な政権交代に代表されるいろいろな事象が続いて惹起されるに至っております。いつまでたっても、なかなか安定という時代はやってこないんですね。変革を求めるうねりというのは止まるところを知らないわけでございます。

この様な中にあって、私ども資格者士業者は、市民のニーズをどのように捉えたらいいのか。市民の求めと乖離したところでいろいろな要求をしようものならば、社会から見離されてしまいます。

司法制度の一翼を担う法律専門職である行政書士や、私ども司法書士等の将来への展望は、如何に法の豊穣化に寄与できるかが大きなキーワードになってくるわけでございます。また、それは課せられた職責であると認識しておるところでもございます。そのためにはそれぞれの資格者土業者が、一部のところで「ああだ」「こうだ」と言っているのではなく、もっと大きな視点に立ち、土業者間で一定の連携をとって、それを大きなうねりとして社会に対処していくことが肝要であると認識しております。そのためにも、皆様と連携を更に強くして、一緒にこの時代を乗り越えてまいりたいものと切望するものです。

ちなみに、明日、私ども県司法書士会の定時総会がございます。その際の資料を今日持ってまいりました。その事業計画案の中で私が書いた文章をちょっとだけ皆さんに聞いていただきたいんですね。「社会環境の変化に対する情報収集、整理を怠らず、適切な素速い対応が可能となる高い組織的機動力を培い、より機能的な会務執行体制を構築してまいります」というもので、私、明日会員の前に提示する予定です。

ここに書いてある「高い機動力」、それから「機能的な会務執行」というくだりは、私ども司法書士会の中だけでそれを達成していこうなんていう狭い了見で書いたつもりは毛頭ありません。司法書士会の中でも、もちろん連携は大切であり、一人一人の会員がそれぞれの力を發揮して、一つの大きな力とすることは当然必要でございますけれども、他の土業種、または他の諸団体、組織としっかりとした形の連携をとっていってこそ望めるものだと考えているところでございます。

ですから、今後とも皆様と手を取り合って、一緒にこの時代を乗り越え、そしてより良い市民社会に貢献できる制度として確立できるように頑張っていきたいと思いますので、是非ともよろしくお願い致します。

結びに、静岡県行政書士会が今後益々発展されることを祈念致し、そして会員の皆様方の御健勝を祈念させていただいて、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠におめでとうございます。

ご来賓紹介

静岡県知事

川 勝 平 太 様

(代理 静岡県経営管理部文書局法務文書課長 山崎章二様)

浜松市長

鈴 木 康 友 様

(代理 浜松市都市計画部次長 山川 修様)

名誉会長

宮 本 達 夫 様

衆議院議員顧問

渡 迂 周 様

(代理 秘書 増山敬一様)

衆議院議員顧問

斎 藤 進 様

(代理 秘書 太田順也様)

衆議院議員顧問

小 山 展 弘 様

(代理 秘書 中山知意様)

衆議院議員顧問

斎 木 武 志 様

衆議院議員顧問

塩 谷 立 様

衆議院議員顧問

大 口 善 德 様

(代理 秘書 山中基司様)

衆議院議員顧問

城 内 実 様

(代理 秘書 安田年一様)

参議院議員顧問

榛 葉 賀津也 様

(代理 秘書 原田 靖様)

参議院議員顧問

藤 本 祐 司 様

参議院議員顧問

牧 野 京 夫 様

(代理 秘書 大隅広道様)

参議院議員顧問

土 田 博 和 様

(代理 尾澤孝彦様)

静岡県議会議員顧問

中 澤 通 訓 様

静岡県議会議員顧問

赤 堀 佐代子 様

静岡県議会議員顧問

藪 田 宏 行 様

静岡県議会議員顧問

勝 又 喜久男 様

静岡県経営管理部文書局法務文書課主事

芹 澤 英 明 様

総務省静岡行政評価事務所長

平 山 静 雄 様

日本司法支援センター静岡地方事務所所長

中 村 光 央 様

(代理 副所長 白井孝一様)

日本行政書士会連合会会长

北 山 孝 次 様

(代理 専務理事 中西 豊様)

日行連関東地方協議会会长

中 村 利 雄 様

(代理 副会長 國井 豊様)

東京都行政書士会会长

中 西 豊 様

神奈川県行政書士会会长

田 後 隆 二 様

茨城県行政書士会会长

國 井 豊 様

千葉県行政書士会会长

中 村 利 雄 様

(代理 副会長 川崎 満様)

栃木県行政書士会会长

住 吉 和 夫 様

(代理 副会長 青木勇夫様)

埼玉県行政書士会会长

高 玉 功 稔 様

群馬県行政書士会会长

木 村 隆 志 様

長野県行政書士会会长

竹 内 波美男 様

(代理 副会長 高田勝男様)

山梨県行政書士会会长

飯 沼 忠 様

(代理 副会長 小名木務様)

新潟県行政書士会会长

相 羽 利 子 様

愛知県行政書士会会长

田 宮 章 様

(代理 副会長 北野正一様)

日本公認会計士協会東海会会长

越 山 薫 様

(代理 静岡県会会长 岡崎英雄様)

静岡県社会保険労務士会会长

白 鳥 建 様

(代理 副会長 加藤光久様)

社団法人静岡県建築士事務所協会会长

立 道 幸 男 様

(代理 副会長 鈴木一夫様)

静岡県司法書士会会长

早 川 清 人 様

社団法人静岡県宅地建物取引業協会会长

市 川 宜 克 様

(代理 副会長 初澤宣廣様)

静岡県土地家屋調査士会会长

木 村 保 成 様

(代理 副会長 平下守男様)

社団法人中小企業診断協会静岡県支部長

菊 間 範 明 様

社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長
望月繁和様
社団法人日本自動車販売協会連合会静岡県支部長
杉山智彦様 (代理 専務理事 久野保夫様)
中日新聞社静岡総局長 尾崎行雄様
静岡県建通新聞社静岡支社長 吉田進二様 (代理 浜松支局長 鈴木健司様)

顕彰者紹介

黄綬褒章受章者

榛原支部 松井棟雄 会員

総務大臣表彰受賞者

沼津支部 中山富美雄 会員

静岡県知事表彰「行政書士業務功労表彰」

西遠支部 鈴木義弘 会員

写真コンクール受賞者、会報投稿者記念品贈呈

静岡県行政書士会会報《第14回平成21年度写真コンクール入選者》

会長賞 富士宮支部 佐野宣良 会員	優秀賞 富士宮支部 佐野知 会員
入賞 三島支部 野中房代 会員	沼津支部 大貫勝己 会員
静岡支部 高桐正雄 会員	静岡支部 佐藤吉男 会員
佳作 三島支部 永原喜世治 会員	清水支部 横澤肇 会員
西遠支部 竹内一登 会員	

会報に投稿してくださった皆さま

田方支部 山本順平 会員	富士宮支部 保坂昭秀 会員
富士支部 鳥井光好 会員	静岡支部 高桐正雄 会員
静岡支部 佐藤吉男 会員	

定時総会議案書14ページ上から24行目の訂正

正 上乗せ

誤 乗せ

松井棟雄元副会長黄綬褒章を受章

2010年春の叙勲で、当会元副会長松井棟雄様が黄綬褒章を受章されました。

この受章は、私どもにとって極めて名誉なことであり、心よりお祝い申し上げます。

貴重

珍重

発行

風氣

(25) 特集

平成22年(2010年)4月28日(水曜日)

黄綬 業務精勤
(行政書士)

まつい むねおさん
松井 棟雄さん



制度改変に積極対応

1956年から行政書士として活躍する。受章の報を「とても驚いた」と振り返り、「長く続けてきたことが認められたとすれば、とてもうれしく思います」と喜ぶ。戦後旧地方村役場で家屋調査や税金関係の仕事に従事した。当時の村長に勧められて土地家屋調査士の資格を取り、村が合併して相良町になったのを機に独立。農地法などに対応するため、行政書士の資格も取得した。



お知らせ

平成23年は

行政書士法制定

昭和26年2月22日 行政書士法公布
(法律第4号昭和26年3月1日施行)

静岡県行政書士創立

昭和26年7月12日 創立総会

60周年となります

静岡県行政書士会では、平成23年2月22日行政書士記念日に、行政書士法制定並びに静岡県行政書士会創立60周年記念式典を予定しています。(詳細未定)

平成22年度 静岡県行政書士会 ソフトボール・グラウンドゴルフ大会

平成22年6月5日(土) 天竜川河川敷グラウンド

6月5日(土)天竜川河川敷グラウンドにおいて、2年ぶりのソフトボール・グラウンドゴルフ大会が開催された。

当日は絶好の天候に恵まれ、集結した県内のスポーツ好きの行政書士が、ソフトボール(131名) グラウンドゴルフ(242名)を応援者(103名)と共に楽しんだ。(参加者総数476名…主催者側発表)

ご来賓として斎藤進、小山展弘、斎木武志(代理)、城内実各衆議院議員、宮本達夫名誉会長をお迎えし、サッカーワールドカップにも劣らぬ華やかな(?)開会式の後、名誉会長の始球式を皮切りに、当番支部、西遠・中遠支部が何日も前から準備・設営したソフト3面・ゴルフ4面のコートを使い熱戦が開始された。

ソフトボールの決勝戦は、前回同様に富士VS西遠となつたが、タイプブレークの延長6回の裏、西遠が劇的なサヨナラ勝でV6を達成した。一方グラウンドゴ

ルフは、難攻不落と思われた島田の牙城をついに志太が崩し優勝の栄に輝いた。団体、個人の戦績は別表のとおりだが、良い結果を出した方も、そうでない方も、又ただ観ていただけの方も、日頃の厳しい仕事(筆者はきついと思うほどの仕事の需要はないが)を忘れ、大いに心のリフレッシュをされたのではないだろうか。

閉会式の後は、それぞれの支部ごと各地で美味しいビールの打ち上げ会がもたれたことと思う。

選手の平均年齢をみると、おそらく大部分の方が二日目あたりから足の痛みを感じたのではないか?

しかし、他士業には余り例がないと思われるこのような催しを何年も継続できていることが、私たち静岡県行政書士会の大きな力なのではないかと改めて感じた。

当日の様子の一部を掲載します。西遠支部の岡本憲二会員提供の写真を多く利用させていただきました。



堀内会長



ご来賓のみなさま



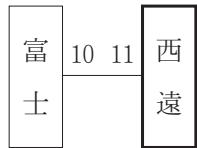
選手宣誓!!

ソフトボールの部

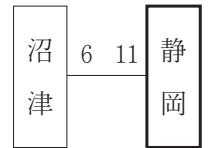
優 勝	西 遠 支 部
準優勝	富 士 支 部
3 位	静 岡 支 部
4 位	沼 津 支 部

対 戦 結 果

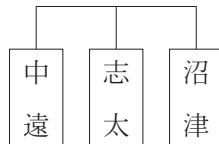
— 決 勝 戰 —



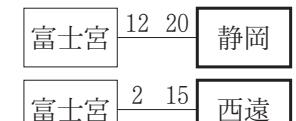
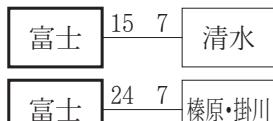
— 3 位決定戦 —



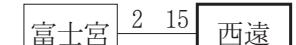
予 選



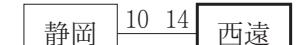
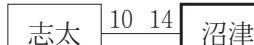
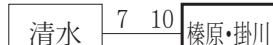
第一試合



第二試合



第三試合



優勝 西遠支部



狙うはホームラン!!



一球入魂!!

グラウンドゴルフの部

団体賞	
優勝	志太支部
準優勝	島田支部
3位	榛原支部

個人賞	
1位	金子 孝康 (志太支部)
2位	磯部 文雄 (志太支部)
3位	諸井 章 (裾野支部)
4位	古橋 隆 (西遠支部)
5位	小泉 倖司 (島田支部)

優勝 志太支部



ナイスショット!!



憧れの優勝旗



戦いすんで…



日本行政書士会連合会平成22年度定時総会・第30回日政連定期大会

平成22年6月17日(木)・18日(金)

於：岡山プラザホテル(岡山県岡山市)

午前10時からの行政書士法制定60周年記念式典に引き続き定時総会が行なわれた。議案は第一号議案から第七号議案まで。中でも第四号議案「成年後見に係る一般社団を設立する件」が注目された。

議案審議は初日が第六号議案まで、第七号議案と日政連定期大会が2日目となる。先ず執行部からの議案説明の後、事前に提出されている質問に回答があり(再質問は1回まで)、議決される。今回は議案に対する質問が129件提出され、そのうち5件の質問が静岡会から提出された。(尚、堀内会長及び岸本副会長は日行連執行部であるため質問者にはなれません。)

その質問要旨と回答を簡単にご紹介します。

1. 第一号議案 平成21年度事業報告のうち行政書士制度あり方検討委員会について 月見里副会長

質問 「あり方検討委員会」年間300万円もの予算を使って実施している。「何をどのように検討し、その結果がいかがなものか」を会員へ公表すべきと思うが、公表の有無は?

回答 当該委員会は会長の諮問に答えるのを目的としているので、会長に報告するのみ。

2. 第三号議案 平成22年度事業計画(案)のうち法改正推進本部について 後藤副会長

質問 事業計画の法改正に関する活動計画に「法改正推進本部」法改正の推進としか記載されていない。400万円ほど予算計上されているが、どのような本部構成で、どのような活動計画を立案しているのか?また日政連の「法改正プロジェクト」とはどのような関係になるのか?

回答 具体的なことはこれから検討していく。

3. 第四号議案 成年後見に係る一般社団を設立する件について 我妻副会長

質問 成年後見に係る一般社団へ日行連から2,000万円の寄付を支出するとあるが、この2,000万円の根拠は?

会員からの貴重な会費であり、
行政書士試験センターの二の舞では困る。

回答 2,000万円は初年度収支を計算した結果。

再質問 一般社団は日行連とは別法人になる。どの

ようコントロールしていくのか?

回答 役員等を派遣するなどしてコントロールしていきたい。



4. 第五号議案 平成22年度予算(案)のうち地方協議会連絡協議会費について 神尾副会長

質問 地方協議会に毎年助成金が支払われている。この助成金の使途について各地方協議会から日行連に報告されているか?また助成金額や使途内容も総会議案書に記載すべきではないか?

回答 部分的には地方協議会から日行連に報告されている。助成金額や使途内容は今後開示する方向で検討中。

5. 第五号議案 平成22年度予算(案)のうち中央研修所事業特別会計について 鈴木副会長

質問 新入会員研修の予算が、前年度2189万円から、今年度591万円と大幅削減されている。次代を担う新入会員の研修が疎かになるのではないか?また単位会の負担が増大することはないか?

回答 平成21年度9回の研修を実施した中から、今年度はインターネットを用いた研修を行う予定である。予算も削減でき、地元の負担も軽減する。

注目された第四号議案「成年後見に係る一般社団を設立する件(成年後見に係る一般社団へ日行連から2,000万円の寄付を支出する)」は、一般社団設立について今後の計画や取り組み方などもはっきりせずに踏み切ってよいものかなどの理由で反対意見も多かったが、賛成142名(代議員定数204名)で可決承認された。

<参考 日行連定期総会議案>

第一号議案 平成21年度事業報告、第二号議案 平成21年度決算報告、第三号議案 平成22年度事業計画(案)、第四号議案 成年後見に係る一般社団を設立する件、第五号議案 平成22年度予算(案)並びに予算書、第六号議案 会則の一部改正、第七号議案 役員選任規則の一部改正、



日政連定期大会では、岸本副会長が質問に立った。(次の2件：日政連は堀内会長及び岸本副会長は代議員となります。代わりに神尾副会長が執行部になります。)



第2号議案 平成21年度決算報告について

岸本副会長

質問 先年は、衆議院選挙があったにも係らず、予算額1,000万円のところ決算額328万円であった。予算額の3分の1しか消化されておらず、政治連盟として的確な活動を推進することができたか？また新政権を担うであろう政党への応援活動は如何に展開されたか？



回答 間違いなく活動は行なった。自民党及び民主党を中心に活動をおこなった。予算が余ったのは、結果としてそういうことであり、活動自体が消極的ではなかった。

また今後の活動に関しては政治情勢等を見ながら適宜に活動をしていきたい。

第4号議案 平成22年度予算（案）のうち適正な会費のあり方の検討について

岸本副会長

質問 每年のように「日政連活動強化に必要な財政の拡充を図るため、適正な会費（分担金）のあり方を検討する」となっているが、今までどのような検討がなされていたのか？また本期はいつまでにどのような計画で検討するのか？

回答 本年12月を目処に答えを提出したい。

再質問 日行連にしても日政連にしても静岡会が質問を提出することは、かつてないことであり、軽視をしないでキチンと答えていただきたい。

回答 改めて回答します。今年12月までには、具体的な計画を明示したいと考えています。

第2号議案「平成21年度決算報告について」は、支出について不明朗であるなど意見も一段と紛糾した。採決の結果、在席者190名のうち賛成95名、反対95名と可否同数であった。議長が賛成したことにより可決承認されたが、否決もあり得るという会場の騒然とした雰囲気に驚かせられた。

<参考 日政連定期大会議案>

第1号議案 平成21年度運動経過報告について、第2

2010年(平成22年)6月18日 金曜日

行政書士会連岡山で初総会 会の開催地が17日、岡山市 中のホテルで始まります。 本年度の事業計画 案などを審議した。 裁判外で紛争解決を あらわしました。	日本行政書士会連合会の開催地が17日、岡山市 中のホテルで始まります。 本年度の事業計画 表彰を受けた井上雅治・県政書士会 代表を承認した。井上雅治・県政書士会 代表が会員登録され、 1951年に制定された行政書士法制定 の記念式典を兼ねて開催。中四国地方では 1年ごとに東京と地方での会合がある。同懇親会は 60周年記念式典を兼ねて行われ、18日は懇親会
岡山で初総会 国をADRセンターへ の全国展開を進むなど、 47都道府県から450人が出席した日本行政書士 会連合会の総会	に開催されました。 井上雅治さんが東京のモデルとして起用されたことでお越しくださったとのことでした。ちなみに写真撮影は禁止。残念ながら会場の様子を写真で紹介することができません。中村さんのお姿はポスターでご覧ください。

号議案 平成21年度決算報告について、第3号議案 政治連盟規約の一部改正（案）について、第4号議案 平成22年度運動方針（案）について、第5号議案 平成22年度予算（案）について

6月17日(木)18時より同ホテルで懇親会が催された。そこにサプライズゲスト俳優の中村雅俊さんが登場。今年度の日行連ポスターのモデルとして起用されたことでお越しくださったとのことでした。ちなみに写真撮影は禁止。残念ながら会場の様子を写真で紹介することができません。中村さんのお姿はポスターでご覧ください。

《ちょっと寄り道》

岡山市は人口約70万人、静岡市とほぼ同じ規模の都市です。チンチン電車が走り、街の中に流れる幅10mほどの川に沿って緑地公園があるなど風情を感じさせる街です。江戸時代は岡山藩池田氏の城下町として栄え、日本三大名園のひとつである後楽園や岡山城があります。総会の会場となった岡山プラザホテルから後楽園の入り口まで徒歩6、7分ほど。2日目すべての予定を終え、お昼を済ませた後、少し雨が降っていましたが後楽園を散策し、隣の岡山城を見てから帰路につきました。



行政書士 しづおか

会員各位

平成22年7月13日

静岡県行政書士会会长 堀内昭次
交流団担当 副会長 岸本敏和

お知らせ

前略 日頃は、本会活動に関しましてご協力を賜り誠に有難うございます。
さて、先般 別添資料1にありますように川勝静岡県知事より「ふじのくに3776友好訪中事業に係る交流団派遣」の協力依頼が静岡県行政書士会宛にございました。本会常任理事会にて検討しました結果、静岡県の呼びかけに対し協力をすることと致しました。

そこで、静岡県が指定する幹事旅行会社と交渉したところ別添資料「静岡県行政書士会交流団募集のお知らせ」に示しますよう詳細を決定いたしました。

静岡県庁及び知事に対しても静岡県行政書士会の存在を示す絶好の機会と捉えています。

是非ともご参加を検討して頂きたくご案内を申し上げます。

尚、本交流団に係る活動は、あくまでも任意の活動であり、本会活動としての位置付けではございませんことを申し添えます。但し、本会の事業目的にもございます官公署（静岡県）との連携・協調の一環として、交流団派遣の要請に応えることと致しましたことをご了承下さいますようお願い申上げます。

草々

記

日 程：平成22年10月29日(金)～11月1日(月)
(上記日程でのみ挙行可能)

募 集 人 員：80名まで（これ以上は飛行機及び宿泊について余剰はないそうです）

*応募は、受付先着順とさせていただき80名を持って打切りとさせて頂きます。予めご了承下さいますようお願い致します。

費 用：128,000円

応募締切日：平成22年8月15日

応募方法：別添申込書に氏名等をご記入の上、静岡県行政書士会本会事務局宛ファックス及び電子メール等でお申し込み下さいますようお願い致します。

以上

資料1

文法第65号
平成22年6月4日

静岡県行政書士会
会長 堀内昭次 様

静岡県知事 川勝 平太

ふじのくに3776友好訪中事業に係る交流団派遣について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本県行政の推進に御支援、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県では、浙江省との友好交流の促進及び静岡-上海路線の需要拡大のため、上海万国博覧会開催期間中（2010年5月～10月の6か月間）を中心に、本県から浙江省へ3,776人規模の訪問を実現する「ふじのくに3776友好訪中事業」を実施しております。

本県と浙江省との28年間にわたる幅広い分野における交流は、日中両国における地方交流のモデルであると考えておりますので、貴団体におきましても、別添資料を参考にされ、標記事業に係る交流団を派遣くださいますようお願い申し上げます。

なお、交流団の派遣に関しましては、早期の事業達成のため、公式訪問団の実施時期以外で派遣していただけますよう、併せて願い申し上げます。

また、貴団体において派遣されます交流団あるいは貴団体関係者の個人旅行の促進も併せて図られますようお願いいたします。

上記についての問い合わせ先
静岡県「ニーハオ！上海・浙江」窓口
空港利用政策課（電話：054-221-3347）

静岡県行政書士会中国交流団募集のお知らせ

静岡県は、お隣の中国浙江省と姉妹都市提携をしています。上海万博が開催されているこの時期に上海万博の見学を兼ねながら浙江省をたずねてみませんか？

川勝静岡県知事も浙江省との友好促進と富士山静岡空港の利用促進のため「ふじの国3776友好訪中団」への参加の呼びかけを積極的におこなっています。

静岡県行政書士会としましても、浙江省との友好や会員各自の見聞を広めると共に、県政へのアピールという観点からも交流団を結成したいと考えました。

ひとりでも、多くの会員及び関係各位のご参加をお願いする次第でございます。

募集目標人員 80名様！

上記人数を目標として募集をしたいと思います。訪中スケジュールは別紙のとおり。費用等に関しましては、旅行会社と交渉を重ねていきたいと考えております。

どうぞ、大勢の方のお申し込みをお願いいたします。

*応募は、受付先着順とさせていただき80名をもって打切りとさせて頂きます。予めご了承下さいますようお願いいたします。

「ふじのくに3776友好訪中団」に参加しよう！！



「ふじのくに3776友好訪中団」とは、次の①から③を満たす旅行に参加される個人、団体の総称です。

- ①22年5月1日から23年3月31日までの間に
- ②富士山静岡空港を発着する中国東方航空を利用して
- ③中国浙江省を訪問する個人・団体

「ふじのくに3776友好訪中団」に参加する方には、公式ロゴマーク入りの「オリジナルタグ」をプレゼント

*静岡県の訪中団キャンペーンの概要

(1) 浙江省宿泊割引キャンペーン

上海万博開催期間中（5月1日～10月31日）、富士山静岡空港利用促進協議会加盟の旅行会社で申し込まれた旅行（出張での手配を含む）の代金からお一人様3,000円または5,000円を割引

(2) ふじのくに3776友好訪中参加カードプレゼント

参加いただいた方全員に、特製の参加カード（番号印字）をプレゼント。後日、抽選を実施し、当選の方には、記念品を贈呈

中国交流団 申込用紙

◎お申込者様	氏 名	支部名
◎住所		
◎電話番号		
◎同伴者様	氏 名	間柄
	氏 名	間柄
	氏 名	間柄

*お申込みは、静岡県行政書士会事務局宛 ファックス054-254-9368又は電子メールshizuoka@sz-gyosei.jpへお送り下さいますようお願い致します。

*お申込みいただきました方には、後日改めてご連絡致します。



静岡県行政書士会訪中団 御中

ご旅行名 杭州・上海万博 4日間 80名+2添乗員

株式会社JTB中部浜松支店
 支店長 秋田 修
 取扱管理者 澤井 義弘
 担当者 鶴山源太郎

ご出発日 2010年 10月29日(金)~11月 1日(月)3泊4日

作成日 2010年 7月 12日

日次	月日 (曜)	発着地	発着 時間	交通 機関	スケジュール【宿泊地】	食事
1	10月29日(金)	富士山静岡空港発 上 海 着 (浦東空港) 杭 州	13:50 15:30 夜	MU2020 専用バス	富士山静岡空港ご集合時間 11:50 空路、上海へ出発 (所要2時間40分・時差-1) 陸路、杭州へ(3時間30分・200KM) 到着後、魚のあんかけや蓮の葉で鳥を蒸し焼きなどの杭州料理です。夕食後、ホテルへ 【杭州 泊】	昼:なし 夕:レストラン (杭州料理)
2	10月30日(土)	杭 州 上 海	夕刻 夕刻	専用バス 列 車	マルコポーロが世界一美しい街と絶賛した 杭州市内観光 中国禅宗十刹のひとつ●靈陰寺や、錢塘江が 一望できる●六和塔にご案内します。 飲茶料理の昼食後、河坊街の散策、明清時代の街並みをご覧ください。 中国版新幹線にて、上海へ (80分・170KM) 着後、上海料理の夕食をお楽しみください 夕食後、ホテルへ 【上海 泊】	朝:ホテル 昼:レストラン (飲茶料理) 夕:レストラン (上海料理)
3	10月31日(日)	上 海		専用バス	終日(10:00頃~16:00頃): ●上海万博見学 より良い都市・より良い生活をテーマにかつてない 規模で開催されます。中華の知恵「中国館」や 繭のような外観の「日本館」などのパビリオンが あります。 最終日の見学となり、入場者数など想定外の 事項が起きる可能性があります。 海鮮料理の夕食後、ライトアップされた外灘の夜景 をご覧いただけるナイトクルーズにご案内いたします 【上海 泊】	朝:ホテル 昼:なし 夕:レストラン (海鮮料理)
4	11月1日(月)	上 海 上 海 発 (浦東空港) 富士山静岡空港着	09:30 12:50	専用バス MU2019	浦東空港へ見送り(途中、盧浦大橋より、万博会場 の全体を眺望できます) 空路、ご帰国の途へ お疲れ様でした	朝:BOX (お弁当) 昼:なし

※スケジュールについては、必ず最新のものでご確認ください。

※航空機の到着遅延やその日の天候、道路事情、各国行事等によりコース及び内容は変更されることがあります。

※●は入場、◎は下車して観光、○は車窓よりの観光箇所となります。

行政書士の
業務紹介

出張封印取付代行者の業務

平成13年3月27日（国自管第22号）国土交通省の通達により行政書士が甲種封印受託者の出張封印代行者として自動車登録ナンバーの施封を行うことができるようになりました。

静岡県の甲種封印受託者である(社)静岡県自動車会議所が運輸局構内における施封を行うのに対し、我々行政書士はそれ以外の場所における施封を行います。例えば「自動車ユーザーがナンバー変更したいのだけれど忙しくて運輸まで出向くことができない」などとい

う場合に行政書士にご依頼いただければ、指定された場所まで出向き施封を行うことができます。

当初は、管轄変更の場合のみの取扱いでしたが、その後ご当地ナンバーの変更も対象になるなどその業務範囲も広くなってまいりました。

行政書士の中でも自動車登録業務に精通している者が、所定の講習を受講した上で静岡県行政書士会の推薦を受けて出張封印代行者に登録されます。現在登録されている会員は31名。



出張封印代行者に登録されている会員は毎年1回知識向上のための講習を受講します。

今年は6月8日（火）静岡県総合社会福祉会館シズ

ウェル602号室において、講師に社団法人静岡県自動車会議所 業務課長 片瀬芳明様をお迎えし実施しました。

産業廃棄物処理業務に関する講習会開催のお知らせ

静岡県の産業廃棄物処理業の（新規、更新、変更）許可申請において、特定の申請者に対して継続して行うに足りる経理的基礎を有しているかどうかを確認するために、特定の申請者に該当する場合は中小企業診断士の診断書とそれを補完する銀行の融資証明等の書類を追加添付する取扱いになり、1年が経過しました。

申請業務を取扱う会員にとっては、事前にその判断が必要になるため、今回全国に先駆け平成15年よりこの対応をされている栃木県行政書士会より専門業務特別指導員である講師をお招きし、2回にわたり講習会を開催いたします。他県の取り扱い状況の把握、会員の資質向上のため、多数の御出席をお願いいたします。

※会場が変更しておりますので、御注意下さい

第1回

開催日 平成22年7月21日(水)
受付開始：午後1時 講習会：午後1時30分～4時30分まで
会場 静岡県総合研修所 もくせい会館
内容 ○産業廃棄物処理業の経営診断書作成の実務
○経営改善計画書の作成
講師 栃木県行政書士会 専門業務特別指導委員 金敷 裕 様

第2回

開催日 平成22年8月25日(水)
受付開始：午後1時 講習会：午後1時30分～4時30分まで
会場 ニッセイ静岡駅前ビル JR静岡駅北口から徒歩約5分
内容 ○財務諸表に基づく経営分析
講師 栃木県行政書士会 専門業務特別指導委員 松岡英彦 様

受講料 各回2,000円（テキスト代含む） ※8月25日1日のみの受講可

申込期限 平成22年8月20日(金)

申込方法 この頁をコピーして事務局にFAXでお申込み下さい。

FAX：054-254-9368

特記 受講は会員のみ、当日受付で行政書士証票又は会員証を提示願います。

申込書

8月25日講習会の受講を申込みます。

() 支部 氏名

印

ものさし

水窪支部 奥山 浩行会員

「ものさし」とは、広辞苑に因れば、物の長さをはかる道具。直尺・曲尺・巻尺など。直尺は竹・鉄・セルロイド・プラスチックなどで細長く作り、長さの単位の目盛を付けたもの。さし。尺。転じて、物の価値をはかる基準。用例として【かの人物たるや、世間一般の「ものさし」でははかれない。】とあります。

「ものさし」に使われる竹は「竹を割ったような人」というように謂われます。では「ものさし」に使われる鉄はどうかと考えました。鉄人とか、鉄の規律とか固いイメージに使われていますが、そうなんでしょうか。そこで「鉄」を広辞苑で引いてみました。すると「硬質で、延性・展性に富み、強磁性あり、赤熱すれば軟性となり、白熱すれば溶融する。色は白色で光輝あり、湿った空気中では錆を生じやすい。実用の鉄は少量の炭素を含み、その容量によって錆鉄から鋼に至るさまざまな特性を發揮する。産額多く価も安いから、用途が広く金属中最も有用」とありました。

さて、前置きはこのくらいにして、用例にある「ものさし」について、鉄を例に考えてみました。鉄でできた「ものさし」の目盛は、硬質という特性を利用して物の長さを測るには有用とされています。また、その特性から鉄人とか鉄の規律という言葉が生まれ、強靭さを強調していますが、鉄は赤熱すれば軟性になり、白熱すれば溶融すると柔軟性に富んだ性質を利用して、さまざまな用途に使用されていることは言うまでもありません。

そこで、これを人に当てはめるとどうでしょうか。表面上は堅物で、ものわかりのよくない人でも内面的には、軟性であり、溶融、つまり柔軟に対応する包容力ある人かも知れません。片や、見た目は軟性であっても、内面的には堅物、わからずやの包容力のない人かも知れません。人って表面だけで見極めることはできないものではないでしょうか。

人が持っている「ものさし」の目盛は、わからない。長いのか、短いのか、自分自身でもわからないのが本音だと思います。短い「ものさし」では、長い「ものさし」は測れません。何回も、何回も繰り返し測らなければわからないこともあるかと思いますし、それでも正確性に疑問が残るかと思います。これに対し、長い「ものさし」なら、短い「ものさし」がどれほどか…いうまでもなく、測れると言っても過言（？）ではないと思いませんか。長い「ものさし」を持った人は、短い「ものさし」を持った人より有用な人（？）と言うことでしょうか。因みに、名人と言われた落語家のお話に「相手は、自分とちょばちょばと思えるときは、

相手がちょい上。相手が上手と感じるときは、自分とは格段の差と思うべし、及びもつかない存在と知れ」というお話をうろ覚えですが聞いたことがあります。「ものさし」とは、かように微妙なものと知れと言うことでしょうか。

西洋のことわざに「鉄は熱いうちに打て」という言葉（広辞苑）があります。鉄は熱して軟らかいうちに打って鍛えるように、人も純粋な気持ちを失わない若いうちに鍛錬すべきである。また、物事を行うには、それに適切な時機を失してはいけない…とあります。若竹は、しなやかでも折れ易いけれども、成長すると柔軟でありながら折れることは希、硬さも十分という両面を持っています。鉄も、セルロイドも、プラスチックも、完成までは同じような経過を辿っているのではないかでしょうか。プラスチックはセ氏90度で柔軟になり、冷却すれば硬くなる。そこに目盛を入れることで正確性を保つというわけです。

行政書士もまた同じ（？）かなと思われませんか。行政書士を開業するという熱い目的意識があるうちに鍛える。知識、情報、技術、経験を熱いうちに先人に学び体に染みこませる、結合させることが求められていると思うのです。それが研修会や業務講習会などであり、本会や支部が力を入れる事業の目的だと思うのです。そこで学んだものが自分の「ものさし」になると考えたいのです。手遅れ…などと弱音は禁物、われわれ行政書士は、行政書士である限り行政書士法第1条の目的について明確な自覚と熱い気持ちを持続する、生涯現役が使命なのですから…。こうしたい、そうありたいとの願いが伝わらない（？）。その乖離は「ものさし」が違う中では、残念ながらその解消は難しいと思うのです。「思い半ばに過ぎ」ではなく、先人の苦労に思いを致すためにも、より早い機会に「ものさし」の長短を競うのではなく、「ものさし」を共有したいものだと思います。

結びに、最近聞いたお話を紹介します。企業の社長や会長、つまりリーダーが長持ちするのは、記憶力や計算力では若者に負けるけれども、知識と経験を活用する能力を持っている人が多いことが調査結果で判明したということです。これを「結晶性知能を持っている人」というお話です。齢を重ねるとこんな人になれなかつたことを唯々残念に思う日々です。拙い文章を最後までお読み頂きありがとうございました。心から感謝します。「完」

【結晶性知能】過去の経験や学習によって蓄積・形成された知識や技能に基づく知能。

投稿

箱根用水の眞実

(静岡支部 佐藤 吉男)

(一) 歴史の捏造と歪曲

かつて私は、裾野郷土研究会の佐藤隆氏に「歴史の捏造と歪曲」という小論文を送っていただいた。

まず、プロローグとして「朝鮮併合」について氏は語る。朝鮮の京城の王宮に日本軍が侵入して有無を言わせず併合を承認させたのは、合法的ではない。合法的だというのは、歴史の改ざんであるという。その他にも歴史教科書の歪曲を説く。

魏志倭人伝を書いたのは歴史家というが、本当に歴史家だったのか。奈良時代には国民と言ったのか。神武天皇は二月十一日に即位と言うが、「建国記念日」を語りたいために、太陽暦を混同していないか。

將軍徳川家斉が「四十人の妾」とか「五十五人の子」を持っていた、というのは、女性蔑視であるし、著しく品格を欠くものだという。確かにその通りである。

そして、本論の箱根用水について、深良村には水がないので田が作れないとか、黄瀬川の水量が少ない、というのは富士山麓の自然を知らない単純な歪曲だとして、これまた歴史の捏造の一例に当たるとして論を進めている。

箱根用水の隧道の開削を軍事的な抜け道だと疑問視し、その咎で友野与右衛門が捕らえられたというのは、後に小田原藩や幕府が年貢の増収に繋がるとして、かえって開削を支援していることと考え合わせると、全くありえない発想だと極論する。通説が根拠としている「駿河国駿東郡疎水工事話控」は、全く資料価値がないものであるという。

また、芦ノ湖の水で多くの水田が灌漑されているというのも、事実誤認であるとする。あたかも芦ノ湖の水だけが灌漑用水であるかのように言われているが、実は灌漑の水は、黄瀬川の水が七割、芦ノ湖の水が三割使われているのだと主張する。

そもそも大庭源之丞が歴史上に登場するのは、明治三十四年の「箱根湖逆川事件に関する裁判証拠書類」であって、江戸時代に大庭源之丞が登場する文書の原本は勿論、その写しもない。しかも、この「指入証文」

は、用水工事の発注者を誰にすべきか困った挙げ句に、原告の村長たちが水利権を守るために智恵をしぼって作った偽書なのだという。

往々にして、歴史の捏造や歪曲は、案外打算的な欲求から起こりやすい。箱根用水の伝承に基づく通説は、小説や映画に都合よく美談化するために、史実を捏造したものである、と結論付けている。

(二) 箱根用水の開削の通説に対して

さて、箱根用水は、標高七百二十三メートルの芦ノ湖の水を、標高八百四十五メートルの湖尻峠の地下を開削して、標高七百十三メートルの深良村に約百三十分の一の勾配で導いている。全長は千二百八十メートル、幅は二メートルの隧道である。物語は、深良村の庄屋の大庭源之丞が、芦ノ湖の水を深良村に導くために、江戸浅草の札差だった友野与右衛門に開削を依頼したことから始まる。通説に対して、佐藤隆氏は、友野与右衛門が、箱根権現の快長僧正に工事の立願状を出したが、これも疑問の文書であるという。なぜなら、この文書は、友野本人が書くべき文書を快長が代筆したもので、仏教を信心すること、百石の「所」を寄進するなどと記している。「所」を寄進するなどありえないし、箱根神社の社領は、箱根山麓の沢地村百石の所。それが二倍になるというのだが、一村の年貢高に相当する「所」の寄進は考えられない。これは多分、芦ノ湖の宗教的な水を使うことに対して報償米を要求するために、神社側が都合よく作成した宗教的威圧文であるという。奥書を見ると、確かに神社側が作成した文書であって、友野の印ははっきり見て取れるものの、他の三人の印ははっきりわからない。いずれにしろ、これをもとに神社に納める「初穂料」の慣行が現在まで続いてきたのである。友野らは単に書類に捺印したことだけのことだったのだ。このようにして何とか友野らが立願状を幕府に提出したものの、幕府からなかなか開削の沙汰が下りなかった。それでも寛文三年(1664)になって、ようやく四代将軍家綱から開削の許可が下りた。それから三年後の寛文六年(1667)、

いよいよ友野与右衛門たちは、掘削工事に着手する。

彼らは芦ノ湖側と深良村側の両方から湖尻峠の地下に向かって掘進め、芦ノ湖から五百二十メートルの地点で貫通することができた。その上下の誤差は一メートルの段差となっているが、これは水の勢いを弱めるためだとも言われている。いずれにしろ、隧道が完成したのは、寛文九年（1670）四月二十五日のことで、これによって芦ノ湖の水が深良村他二十九ヶ村へもたらされ、村人達の岩をも突き通す信念が実ったのだと思われている。

（三）箱根用水掘削の立願状

たしかに箱根神社には、寛文三年（1663）二月に奉呈された、箱根用水掘削の立願状が残されている。以下は、「箱根神社 信仰の歴史と文化」による。

欽曰 立願状之事
 箱根大権現御本地供
 東照大権現御本地供
 一文殊秘法 每日可修行者也
 一弥勒秘法 每日可修行者也
 一觀音秘法 每日可修行者也
 一薬師秘法 每日可修行者也
 一五所王子 每日可修行者也
 一不動護摩 每日可修行者也
 一諸神法樂 每日可修行者也
 右精誠之意趣者 信心之旦那 今度 湖切技貫新田企 所願成就 如意満足祈所
 右為祈祷領 新田之内ニ而 二百石之所 永代御神領 可令奉納者也 ヨッテ願書如件
 寛文三年卯二月十三日 江戸浅草 友野与右衛門重之
 相模坂間 宮崎市兵衛 次宗
 江戸日本橋 松村淨真
 箱根山御宝前 別当快長敬白

当時、芦ノ湖は箱根権現の神領地であったから、権現の許可なしに堀削できなかつたし、芦ノ湖の水は、神の水として尊ばれていたのである。二百石といえば、箱根神社の社領である沢地の二百石に匹敵する。これを別当快長が驚き入ったことが「駿河国駿東郡疎水工事嘶控」に書かれている。

この立願状の三年後に工事請負手形が幕府と小田原藩に提出され、掘削の許可が下りて箱根用水の起工と

なった。

三年の空白をめぐって、諸説がとりざたされ、快長は捕らえられて入牢していたとも言われている。いずれにしろ、箱根権現からも社殿造営の立願が出され、幕府の台所事情が厳しい時代であった。やがて、箱根権現の社殿造営の見通しも立ってが、快長は与右衛門らに肩を入れすぎたという理由で、隠居させられている。

（四）大庭源之丞と友野与右衛門の神格化

ところで、大庭源之丞は松寿院に葬られ、友野与右衛門は、上土狩の芦湖水神社に水仁として祀られ、両者とも神格化されている。友野与右衛門の墓は、静岡の儀宗寺にあるといわれているが、そこには友野与左衛門と書かれていて、果たして与右衛門と与左衛門は同一人物か、疑いがもたれている。

友野与右衛門の祖先は武田勝頼の家臣だったので、友野与右衛門は、甲州流の掘削技術を身につけていたといわれている。隧道の芦ノ湖側四百五十メートル付近に、甲州流独特の「クモの巣間切り」というノミの痕があって、これが甲州流の掘削技術を裏付けている。

だが、与右衛門は、掘削を続けて行くうちに隧道を軍用にすると疑われ、江戸で捕らえられて磔になってしまったとか、その行方は伝承の域を出ない。

同様にして、大庭源之丞も、その終焉は明らかではない。

大庭源之丞と友野与右衛門の神格化に貢献したのは、タカクラ・テル氏の小説「箱根用水の話」と、これとともに映像化された山本薩夫監督の「箱根風雲録」であると、佐藤隆氏は主張する。

映画では、友野与右衛門を河原崎長十郎が演じていた。映画によれば、幕府は、商人と農民が、一体となって箱根用水を掘るという大事業を成し遂げたことに面子を潰されたとしている。そして、深良水門が開いたまさにその日に、幕府は、友野与右衛門を謀殺してしまったとする。映画は、反体制の視点から歴史を捉えているので、左翼的な階級闘争を大いに高揚させるものであった。

（五）小説「箱根用水の話」

タカクラ・テル氏は、友野与右衛門のことを、農民達に芦ノ湖の水をもたらした恩人として顕彰している。そして、どうしてもわからないという二つの疑問を挙げている。

だが、義民伝承は歴史の事実が抹殺されていて、文書が消えてしまったものが多い。文書がなければ歴史ではない、と言った学者もいたが、一方で文字によって書かれていない歴史もあるはずで、それはほとんど体制側が抹殺した、反体制側の歴史なのである。体制側では、反体制側の歴史を握りつぶして体制を築いてきたのであるから、それはまったく当たり前のことである。

江戸時代でいえば、義民伝承は、まったく反体制側のレジスタンスである。農民一揆は幕府に逆らうものとして、ご法度であった。その裏側にあって幕府が奨励したのは、孝子伝承であった。静岡でも「義僕八助」や「孝女まき」が名高い。だから、孝子伝承は儒教道徳を是非とした体制側の論理なのである。従って、義民伝承と孝子伝承は、お互いセットになっていると考えた方がいい。

古事記を偽書だという人もいる。日本書紀に至っては、大和朝廷にとって都合のいい所ばかりを書いていると云う人もいる。吾妻鏡や太平記も同じである。源氏や北条にとって都合の悪いことは抹殺されているはずだ。信長公記や甲陽軍艦も然り。織田信長や武田信玄にとって都合の悪いことは、削除されているに違いない。吾妻鏡を愛読した徳川家康とて同じである。従来の権威を否定しなければ、新しい権威は成立しないからだ。

しかし、それを我々は歴史書として学んでいることも事実なのである。そこで、民俗学は伝承を扱うことによって、歴史とは違った学問の領域を作り上げようとしている。近頃では、民俗学から、歴史を追いやって問題を解こうとする人もいる。

また、歴史を歪曲するものとして槍玉にあげられるのは、文学である。確かに、史実から完全にかけ離れてしまった小説の類もあるが、かえって小説によってわかりやすく浮き彫りされた歴史もある。あの「唐人お吉」の物語は、その出発点がそもそも村松春水の小説なのである。だから、どこまでが眞実なのか、たいへん疑わしい。

やはり、それぞれの分野でそれぞれの領域というものがある。これが、学問のむずかしいところである。

さて、話を箱根用水に戻すと、佐藤隆氏の言われるよう、極論すれば「箱根風雲録」という左翼系の思想を啓発する映画が、大庭源之丞や友野与右衛門の伝承を偶像化してしまったのかもしれない。しかし、それでは、そんな偶像を神格化してきた村人の気持ちはどうなるのか、ということが最終的な疑問として残る。そのために私は、大庭源之丞と友野与右衛門の偶像化をあえて歴史の捏造といわなくてもよい、と思う。

確かに歴史の事実は一つである。しかし、その事実に伝承や民俗がくっつくこともやむを得ない。要は、くっついた伝承や民俗の作為に踊らせられないことだ。その作為に踊ってしまうことが一番愚かなことである。かつて我々は、「大本營発表」という人心を鼓舞するために作られた嘘を見抜くことができず、あの恐ろしい戦争を長期化させてしまった経験を忘れてはならない。負け戦はあくまで負け戦であって、決して勝ち戦として評価できるものではない。国家とは言えぬ軍隊の一部の人間が、作為を持って国民を騙し続けたのである。だから、私は、その作為を見抜くことが、歴史を学ぶ真の意味ではないかと考えるのだ。

おわり

投稿

酒 よ

(富士支部 鳥居 光好)

テレビ、カラオケから流れる演歌メロディには何故か「酒」が圧倒的に多い。昔から酒は百薬の長と言われるが、めでたい時、悲しい時、必ず登場する主人公。

これから書くのは四十数年前の追憶。現役ならば懲戒処分、出張ついでに浮世の垢を流そうと名古屋市

での三泊四日の業務講習を三人で共同謀議、途中でこけて幹事の肝煎りで北陸巡りと洒落こんだ。幹事Aさんは何時もアルコールと友好関係を密にしている性格。宿泊先も事前予約し下呂、高山、片山津温泉、東尋坊と…。酒と美女に迎えられながら電車の旅だから、朝

はビール、昼間はウイスキー、夜は日本酒、三日間で体が異常を訴える。

さて、永平寺近く、幹事Aさん、近くの酒屋から、聞いた事がない地酒を調達、味はまろやかな甘みのある酒、焼いた蟹の足を頬張りながらの味は今でも忘れない。今宵口に含んでいる、新潟産の山田なんとかと言う米から醸造された酒、やや辛い。

得意先の農家の長男曰く、「親から相続した水田だから仕方なく休耕してもおけず、耕作するだけ、赤字ですよ。何故って？耕耘機、バインダー、田植機、耕耘機、農業機械の投資額は数百万円、キロうん千円の米価、何十年かかっても元は回収出来ない。」第二次大戦末期、白米の弁当など学校に持つて行くと疎開児童から羨望の目が集中したもの。今ではコメは××産コシヒカリでなれりや下味と口が贅沢になっている。平和とは有難いもの、終戦直後、酒は貴重品、闇の密造酒醸造が流行し、摘発担当税務署職員がガサ入れしたら、豚小屋で濁酒が醸造されていたと言う事を耳にした事がある。

十数年前まで酒小売商の許可が容易に貰えない時代。だから、免許申請が私達行政書士の仕事の一端だった。

四十数年前のこと、金融機関は大晦日迄、営業し商店など売上金獲得で徹夜した時代があった。ある時、得意先の醸造元から売上金が纏まつたので集金に来て欲しいとの連絡、私と若手職員がスクーターで…丁度、社員の忘年会が開かれていた。社長「これどう一杯味見していかない？」

大コップに半分の白酒、口にすると甘いべとつく様な味。一気に飲み干し「ケチケチしないで、なみなやみ、もう一杯貰えないかな」。

心中、そんな思い、お金勘定すんで預かり書をかく頃からジワジワと酔いがまわってきた。外に出ると大地震がきたよう、大地がグラグラ、緊張ほぐれたが、とてもスクーターにのれる状態ではない。二人とも千鳥足、打ち水が数分後には凍りつく様な厳寒、オーバーを着ているが、重たいスクーターを引きずるのに汗ビッショリ。何とか二キロの未舗装県道を一時間かけて帰店、心配して待っていた支店長から大目玉を貰った。いまこのような事すれば司法当局より厳罰は免れない、後日耳にした事は〔絞り出し〕という原酒、外部販売が出来ない酒だったと言う事である。

——仕分け人　おれの晩酌　まず削り——

投稿

“著作権雑感” これって「パクリ」？

(西遠支部 渡辺 清久)

上海万博そのものについては、日本では開催時のマスコミの過熱報道はともかく、一般には関心を示す人はそれほど多くなかったような印象を持ちましたが。ただ、開催直前の「パクリ」騒動に関しては、マスコミ等が大きく取上げ相当大きな話題になったことを覚えている人も多いと思います。

この「パクリ」騒動とは、上海万博のキャンペーン曲が日本のミュージシャンOさんの作品に酷似していることが、中国国内のインターネット掲示板で大論争となった騒動を指します。これら掲示板の書き込まれた内容はと言いますと、似てる似ていないと言う書き込み以外に「パクリ」は中国の文化であると言う自虐的なものまで様々だったそうです。この騒動自体の結末はOさんがこの曲の使用を許可することで一件落着し、

一応終結しました。そしてこの騒動で忘れかけられていたOさんが再注目されるという「落ち」まで付いたのでした。

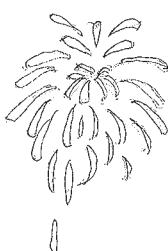
ところで、そもそもこの下賤な響きがある言葉「パクリ」とは、一体どのような行為を指すのでしょうか。某国語辞典では「俗語として①ぱくりと食べる。②人に知られないように盗む。③取り上げる。④逮捕する。」とあります。もちろん上記の場合は、②を意味し、楽曲などの著作物の場合は、勝手に相手方の許可なく盗用する場合を指していると思われます。日本では当然「パクル」のような行為に対しては、その行為に対する制裁的効果として、著作権法の複製権の侵害や同一性保持権の侵害などとして刑事、民事上の責任が課されることは誰もが知っていることだと思います。

いわゆるこの「パクリ」と言う行為については様々な態様が考えられます。①完全なデッドコピー、②若干の手直しをしたもので原作品の残像が色濃く反映したもの、③人によって似てると感じる人がいたり似ていないと感じる人がいたりするもの、④現作品の息吹(いぶき)は感じられるがはるかに凌駕して別の作品と評価されるものなどを想定することができます。①のデットコピーに関しては問題ないのですが、そのほかの場合は悩ましい所です。②の場合も「パクリ」と評価して差し支えないと思いますが、④は「パクリ」と言えないとするのが一般的の考え方です。問題は③の場合です。人の印象により感じ方が当然違いますから、非常に難しいケースです。さらに、裁判所が「パクリ」を

判断する場合重要な要件として「依拠性」というものがあります。「パクリ」と認定するには原作品に依拠していなければいけないということですから、たまたま作者が原作品の存在を知らずに(知らないことに過失がある場合も含めて)原作品そっくりの作品が創作された場合は「パクリ」には該当しない訳です。平たく言えば、「依拠性」とは「本物」という拠りどころを必要不可欠とするものです。要するに、「パクリ」とは元の作品を意識的に真似て全く同じものか、そのそっくりのものを創作(盗作)する事だと言えるでしょう。

ともあれ、「パクリ」と感じるの容易でも判断することは難しいことのようです。

川柳



じゅん



平成廿二年五月廿七日 山本順平

妻だけが旅の誘いに目をこする

何事も知つてゐる妻の無言劇

ゴミ出し日入れて出したい妻の愚痴

追伸でやんわり本音告げている

家族づれビールもうまい花火ショー

掲示板

支部の活動

無料相談のお知らせ

(浜松支部)

浜松市役所（毎月開催）	7月21日 8月11日 9月15日
浜松区役所（偶数月開催）	8月17日
浜松商工会議所（毎月2回開催）	7月1日 7月15日 8月5日 8月19日 9月2日 9月16日

(静岡支部)

葵区役所（毎月第1月曜日）	自賠責保険会社への後遺障害認定申請に関する無料相談
葵区役所（毎月第4月曜日）	無料相談（相談内容を限定しておりません。）
駿河区役所（第4火曜日）	入管・在留資格相談
商工会議所（第2、第3月曜日）	許認可クリニック

—————*

成年後見人等養成講座開設のお知らせ

静岡県行政書士会では、社会貢献の一貫として成年後見制度に寄与していくため成年後見人等養成講座を開設することと致しました。

実施については下記のとおりになります。

記

講座開設期間 平成23年1月から平成23年3月まで3ヶ月間（予定）

※上記期間のうち10日間（約50時間）の講習会を予定しています。

募集人数 40名

受講料 50,000円（予定）

募集期間 9月初旬に一次募集 ※12月に本申込を受け付けます。

この講座は、将来、成年後見人等を引き受けいただける方を対象にしています。
詳細は、決定次第お知らせします。

「行列ができる行政相談所」

第23回

所長 役 所 行 蔵



農地法が改正となったと聞きましたが、定年で余暇が増えるため、家族が食べられる程度の野菜を作ろうと思っています。家の近くに農地を借りて耕作をすることが可能でしょうか？

A

農地法改正案のポイントを簡単に言えば、農地法改正により所有から賃貸、貸付けへの動きが加わりました。食料自給率の低下、休耕地の増加、後継者不足、農業の効率化などの問題に対処するため農地法の目的を、農地の効率的な利用促進を目的としたものに改めるべく農地法が昨年改正されました。

この改正では、耕作放棄地の増加等に対応すると共に、農業の活性化・高度化を進める観点や、担い手の多様化が求められていながら、現行制度の元では、農業経営に意欲を有する企業等による農業生産法人の設立や資本参加・経営多角化等を阻害する場合があるという事実から、農地の有効利用の徹底と優良農地の転用規制の厳格化を進めつつ、農地を有効利用する経営体等への規制は緩和すべきというものです。

自作農主義から耕作者主義へこれまで農地所有者＝耕作者でしたが、改正では農地の所有権と耕作を切り離して、農業生産法人以外でも農地の賃貸、貸付け（リース）などが可能になりました。これにより市民農園などに利用が出来るようになりました。

農地法改正では市町村自らが、農地の相当部分が遊休化したり、今後遊休化するおそれがある地域のうちから、農業生産法人以外の法人に対して農地の貸付けを行うことができる区域を設定します。その上で、市町等と農地を借受けようとする法人が、きちんと農業

を行う旨の協定を締結し、市町等が農地の貸付けを行います。仮に、農地を借受けた法人が協定に違反してきちんと農業を継続しなかった場合には、リース契約を解除することができる仕組みとなっています。遊休農地の解消で農地法改正では遊休農地の所有者等が適正に利用しない場合には、市町村長が今後の利用計画の届出を求めるとともに、提出された利用計画の内容が不十分な場合には、遊休農地の適正な利用に向けた勧告を行います。

また、遊休農地の所有者等が、この勧告にも従わず、遊休農地が放置されたままの場合には、市町村長が農地保有合理化法人（農地の仲介機能を持つ公的法人）等を指定し、勧告を受けた遊休農地の所有者等と、農地の借り受けを求める話し合いをするようになりました。

また、個人が農家として経営できる下限面積は各市町により設定されていますので、一定の規模の耕作面積がないと取得、あるいは借り受けての耕作はできません。今回の場合は市民農園整備促進法というものがあり、この中に農園利用方式によるものがあります。これは相当数の者を対象として定型的な条件でレクリエーションその他営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供するものに該当すると思われます。

詳しくは最寄りの行政書士又は農業委員会にご相談下さい。



建設業法では、第8条に許可してはならない事由第1号から10号の欠格要件が記載されていますが、その内の第7号と第10号の説明をお願いします。



I. 第7号の説明

*法第8条第7号の欠格要件は、「禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者」です。

日本国の法律により、禁錮以上の刑を受けた者は、犯罪の種類に関係なく、欠格要件に該当し、刑の執行を受けることがなくなった日から5年間は許可を受けることができません。それでは、執行猶予を受けた場合は、どうなるのでしょうか。

執行猶予を受けた場合は、刑の言い渡しは、執行猶予期間の満了により効力を失いますので、執行猶予の満了時点で、5年間を経過していないとしても、7号の欠格要件に該当しなくなります。

また、条文中の「刑の執行を受けることがなくなった」とは、刑の時效が完成した場合や刑の免除を受けた場合などのことです。

II. 第10号の説明

*法第8条第10号の欠格要件は

「法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに、第1号から第4号まで又は第6号から第8号までのいずれかに該当する者（第2号に該当する者についてはその者が第29条の規定により許可を取り消される以前から、第3号又は第4号に該当する者についてはその者が第12条第4号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、第6号に該当する者についてはその者が第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は政令で定める使用人であった者を除く。）のあるもの。」です。

上記参考条文要約

- 1号 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- 2号 29条1項5号、6号により建設業許可の取り消しを受け、5年を経過しない者
- 3号 29条1項5号、6号の許可取り消し処分に係る聴聞の通知のあった日以降、廃業の届出をした者で、その届出の日から5年間を経過しない者
- 4号 3号の聴聞の通知の日前から60日以内に、3号の廃業の届出をした法人の役員若しくは政令で定める使用人又は個人の政令で定める使用人で

あった者で、その届出の日から5年を経過しない者

5号 営業停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

6号 許可を受けようとする建設業について、営業禁止期間中の者

8号 特定の法律に違反したり、特定の罪を犯したことにより刑法等の罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から、5年間を経過しない者

1号から4号まで又は6号から8号までのいずれかの欠格要件に該当する者を役員又は政令で定める使用人としている法人は、欠格要件に該当します。何故でしょうか。

これらの法人は、適正に建設業を営むことを期待し得ないし、これらの者を役員又は政令で定める使用人として建設業の経営にたずさわることを許したなら、欠格要件を設けた意味が根本からなくなってしまうからです。

(第10号の括弧書きの意味)

さて、役員又は政令で定める使用人が10号に記載された欠格要件に該当することになったとき、その建設業者の許可は取り消されることになると思いますか？

ここで、「静岡太郎さんは、建設業許可を受けている(株)○○土木の役員でかつ、個人事業主として建設業許可を受けて△△土建を営んでいます。ある日、個人事業主の静岡太郎さんは、法第29条1項5号または6号により、建設業許可の取り消しを受け、法第8条第2号の欠格要件に該当することとなりました。」の例で考えてみましょう。

この場合、(株)○○土木は、静岡太郎さんの個人の建設業許可の取り消しとは、通常、無関係であり、(株)○○土木が建設業許可の取り消しを受けるとなると、(株)○○土木にとっては、なんと酷で不公平なことになります。

そこで、この場合、静岡太郎さんが、欠格要件に該当する以前から(株)○○土木の役員であった場合、(株)○○土木の建設業許可が取り消されないように、法第8条10号の括弧書きで、欠格要件に該当しないことにしてあるのです。



産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況報告書について 教えて下さい。



前年度一年間に産業廃棄物の処理を委託して、マニフェストを交付した事業者は「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」（以下、状況報告書）を提出しなければなりません。

直近では、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの交付分について、平成22年6月30日までに報告しなければなりません。様式については静岡県のホームページからダウンロードできます。

静岡県廃棄物リサイクル室

<http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-040/index.htm>

「平成22年度産業廃棄物関係の定期報告について」に進みます。

また、電子申請もできます。

静岡県電子申請システムメインメニュー

<https://www.shinsei.pref.shizuoka.lg.jp/shizuoka/A/UsrTopPage>

提出先は、事業場が所在する地域を管轄する健康福祉センター（賀茂、東部、中部、西部）の産業廃棄物担当課です。事業場が、静岡市または浜松市にある場合は、それぞれの市の担当課となります。（各市のホームページをご覧下さい）

報告書作成上の留意点として、排出量および処分量をt（トン）に換算して表示しなければならない点があげられます。産廃の種類によっては、m³・箱・個・台といった単位でマニフェストを作成する場合があります。これらについては、「産業廃棄物の種類ごとの集計単位と重量換算係数表」（様式集よりダウンロードできます）を参考にtに換算して集計します。

（例）木くず8.00m³ は 8.00m³ × 0.55t/m³ = 4.40t

また、産業廃棄物の収集運搬業者や処分業者もそれぞれ実績報告書を提出することが義務づけられています。この場合、排出事業者および産業廃棄物の種類ごとに報告がされますので、事業者の状況報告書と業者の実績報告書との内容について整合性がはかられている必要があります。報告を行う前に、収集運搬業者等に確認をすることも大切です。

電子マニフェスト（jwnet）を利用している事業者はこの報告を行う必要はありません。産廃を日常的に排出する事業者の方にはお勧めのシステムです。但し、処理を委託する収集運搬業者や処分業者がこのシステムに登録（加入）している必要があります。

電子マニフェストシステム登録（加入）については、下記のホームページで紹介されています。

（財）日本産業廃棄物処理振興センター

<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>



前々から、読もう読もうと思っていた本を最近ようやく読み始めました。

以前、図書館から借りたことがあるのですが、最初の数10ペー

ジで挫折。

そこで今回は、上・下2巻で約5,000円の本を身銭を切って購入、元は取らなければと読み始め、以前挫折した地点を無事通過。貧乏性の御蔭でなんとか最後まで読破できそうです。

居残り佐平次

6月、日本列島はサッカー一色だった。サムライブルーはベスト16と健闘したが、ここで散った。

7月、南アでは未だ熱い戦いが続いていた。そんなある日の新聞記事が目に留まった。アルゼンチンがドイツに負けた日である。隣国ブラジルの大統領が、「南米の国が負けたのは、とても悲しい」と、にこやかに満足げに話したと記されていた。一足先に敗れた世界ランク1位のブラジルにとって、南米の隣国が、いつまでも勝ち続けるのは許しがたいことだったようだ。何と了見の狭いこと！もっとおおらかになれないの！…と思いつつ、待てよ、こんな状況で、こんな気持ちになることは…自分もある。大きな失敗をして落ち込んでいたとき、友の成功を心から願ったか？同様に失敗したと知りホットしなかったか？

邪心・煩惱を克服できない凡人が、地球の裏側にもいたと妙に共感してしまう自分がそこにいた。

サユリスト

最近の私の状況は、長引く不況の中で何とかやっとの思いで毎月を乗り切ってるが、参議院選挙の結果を見ると政治の混迷がいっそう深まり、景気の回復はまだまだ先になるように思われ、何時になったら明るい兆しが見えてくるのか将来に不安を抱いている。

めだか11匹、ざりがに1匹、鈴虫の幼虫数えきれないほど、ナスの苗3つ、ピーマンの苗3つ、トマトの苗1つ、ブルーベリーの苗1つ。

全て小6の孫が飼育や栽培を始めたものであるが、何時の間にか全の飼育や栽培が私の仕事になった。

行政書士の仕事も何時の間にか沢山溜まらないものだろうか。

四年生

この時期になると必ず思うのは、今の小学生は夏休みの自由研究をするにもインターネットを利用してささと調べることができていいな～、自分はとりあえず家にあった辞書・百科事典・図鑑を広げてやったっけ…なんてことです。そうそう、家の本棚には「子どものとも」から始まって世界文学全集なんてのもあったっけ、という記憶から、ふと、私がおそらく人生で最初に感銘を受けた本のことを思い出しました。その本は「キュリー夫人」です。特に覚えているのが寝食を忘れて研究に没頭する場面。娘に「お願ひだから食事をとって！」と懇願されているシーンがあったような。小学2年生だった私は、本棚の前で一気に読んで、ものすごく感動し、その日から宿題を丁寧にやり、手付かずだった家庭用学習教材をこなし…。もちろん、三日坊主で終わったのですが（三日すら続かないかも）、今、久振りにその読み終わった後の感覚がよみがえり、この夏は心機一転、寝食を忘れる位（は、無理かな？）業務に励みたいと思います！三日坊主で終わらないように…

訳あり商品

編集後記

今年度の総会は、浜松で行なわれました。総会の会場の近くに浜松城があります。今月の会報の写真にもあります、小さなお城です。浜松城は小高い丘の上にあり、上ってみると結構、急な坂もあり、石垣をこの高さまで人力で運んだ当時の苦労が偲ばれます。

仕事柄、どの町へ行っても都市計画や街造りを想像してしまいますが、いつも感心するのは、城があったところは、大抵は地盤も強固で水利の便のよいところが多いことです。

地盤が強固でなければ、城は建たないでしょうし、地下に水路があれば将来の沈下の原因となります。当時の土木調査や技術の高さに感心することしきりです。

平成22年度ソフトボール・グラウンドゴルフ大会



全員集合



優勝旗返還



コイントス



ナイスバッティング



ナイスキャッチ



応援団



グラウンドゴルフ
女性プレーヤーたち



グラウンドゴルフ優勝チーム



ソフトボール優勝チーム

平成22年度

行政書士試験

試験日
11月 平成22年度
14日
日曜日

じぶんのチャンスが大きく広がる：



受験願書の配布案内

郵送
配布

平成22年
8/2(月)~27(金)

受験願書受付期間

平成22年
8/2(月)~9/3(金)

受験資格

平成23年
1/24(月)

窓口
配布

平成22年
8/2(月)~9/3(金)

インターネット
受付

平成22年
8/2(月)~8/31(火)

受験資格

年齢、学歴、国籍等に
関係なく、だれでも
受験することができます。

総務大臣指定試験機関/ 財団法人行政書士試験研究センター

TEL 03-5251-5600 (試験案内専用電話) <http://gyosei-shiken.or.jp>



静岡県行政書士会

発行 静岡県行政書士会 会長 堀内昭次 編集 広報委員長 森 保郎

〒420-0856 静岡市葵区駿府町2番113号 TEL054-254-3003・254-3005 FAX054-254-9368

印刷 池田屋印刷株式会社 〒422-8058 静岡市駿河区中原746番の1 TEL054-285-8275 FAX054-284-2846